

平成27年3月26日

第6回

文京区立誠之小学校改築基本構想

検討委員会会議録

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会会議録

平成27年 第6回

日時：平成27年3月26日（木）午後6時30分

場所：文京区立誠之小学校 図書館

「出席」

委員長	田中芳夫
副委員長	竹田弘一
委員	笹沼健一
委員	鮫島明良
委員	澁木禧雄
委員	松尾紀彦
委員	小倉芳彦
委員	諏訪勉
委員	中西薫
委員	西田義貴
委員	田村純子
委員	熱田直道
委員	竹越淳
委員	鵜沼秀之
アドバイザー	西出和彦

「欠席」

委員	宮崎知明
委員	森本武志
委員	北島陽彦

「説明のため出席した教育推進部職員」

副参事	吉谷太一
施設係長	木村健
主事	山崎博
主事	須田浩史

平成27年

第6回 文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会

平成27年3月26日(木) 午後6時30分

場 所 文京区立誠之小学校 図書館

次 第

- 1 前回検討内容の確認
- 2 報告書(案)について
- 3 その他

(18:30)

**○事務局（吉谷）** では、時間になりましたので、ただいまより第6回誠之小学校改築基本構想検討委員会を始めさせていただきます。

まず、本日の委員の出席状況の報告と配付資料の御確認をお願いします。委員の出欠の状況につきましては、北島委員からは欠席の連絡をいただいております。また、田村委員からは、遅れるという連絡をいただいております。また、森本委員と宮崎委員が遅れているようですが、この後いらっしゃるものと思います。

次に本日の資料につきまして、次第と資料第14号及び参考資料6を送付させていただきます。お手元の資料に過不足がないか御確認をお願いいたします。

また、今回の資料送付に併せて、第5回検討会の議事録を送付させていただきました。御指摘等がございましたら、検討委員会終了後、事務局まで御連絡をよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上となります。

これより進行は、田中委員長をお願いいたします。

## 1 前回検討内容の確認

**○田中委員長** 皆さん、こんばんは。

いよいよ第6回ということで、会議も進んでまいりました。今日はこの会議の前に、誠之小学校の周りを見てきましたが、桜もようやくきれいに咲いて、良い季節となってまいりました。こういうこともあってか、この検討委員会も順調に進んできたのかと思っております。

それでは進め方ですが、私から若干の振り返りをさせていただいて、本日の議題の報告書（案）ということで、ご協議をいただければと思います。

それでは、前回の第5回の振り返りです。何点かありますが、一番大きな点は小倉委員から御意見をいただいて、第1校舎、第2校舎、第3校舎という平凡な書き方はあまりに粗略で誤解を招きかねないという、非常にごもったもな御指摘をいただきました。また、第2校舎の歴史的な背景や経緯も御説明いただきました。大変貴重なお話をいただいたところでありまして、それについては、今回、所要の修正ということで、改築の必要性あるいは基本理念のところに加筆させていただいているところでございます。

また、笹沼委員からは避難所の関係、あるいは宮崎委員からは樹木の取り扱いの記述につ

いて、また、田村委員からは普通教室のオープン化の取り扱いについて、それから、鮫島委員からは地域向けの会議室についての見解、認識をいただきました。また、鶴沼委員からは学校の出入り等についても御意見をいただいております。

各位の御意見をいただいて、本日お手元の資料のとおり、加筆修正がなされているということでございます。

また、西田委員からは、この敷地内、校地内にあります何点かの記念碑、オブジェの取り扱いについての御発言がございました。これについては、今後、学校のほうで整理していただいて、今後のプロポーザルや工事等に入っていくところでございます。

それでは、まず事務局より説明をして、それから御協議を進めていただければと思います。

## 2 報告書（案）について

○**田中委員長** では、報告書（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局（山崎）** こんばんは。事務局の山崎です。よろしく申し上げます。

資料第14号について、御報告をさせていただきます。

前回、御報告いたしました資料第13号の報告書（素案）について、御指摘、御意見をいただきました。それらを踏まえて加筆修正したものを報告書（案）としてお示ししているところでございます。

資料第13号の見え直し修正という形の参考資料6を用いて御報告をさせていただきます。

お手元のカラー印刷したものを御用意お願いいたします。

まず、表紙でございますが、こちらの、以前素案といったものの素を取らしていただいて、案という形に修正してございます。また、年月日につきましても、平成27年3月ということで明記させていただきました。

おめぐりいただきまして目次のところで、V、必要諸室等についての考え方というところが、従前5ページだったものが6ページに変わってございます。

また、スケジュール（案）という記載を、最後のVII、誠之小学校の改築に向けての最後のところに加筆させていただきました。

概要につきまして、入らせていただきます。

まず1ページになります。

I、はじめにの1、改築の必要性につきまして、小倉委員から御指摘をいただいております。

ます。このため、加筆修正を加えてございます。「誠之小学校は、大正13年に第2校舎を改築して以降」という文を「増築して以降」という形に直させていただきました。その後に、「昭和34年に第3校舎をさらに増築、その後、昭和36年には木造であった旧校舎を取り壊し、第1校舎を改築した」という誠之小学校の増改築に即した形で改めさせていただきました。

また、2段目といたしましては、「各校舎は」という書き出しのところですが、校舎の改修状況を説明させていただき、現校舎の教育環境に対する課題として記載させていただきました。内容といたしまして、「各校舎は、内装、外壁、給排水・電気設備等の施設の老朽化が進んでおり、平成14年までに耐震改修を行ったものの、増改築を繰り返した現校舎は、バリアフリー化及び多様な学習内容、学習形態への対応などの教育環境に課題があり、改築がかねてより懸案となっていた」というところで記述させていただきました。

続きまして、2ページに移らせていただきます。

Ⅲ、改築の基本理念、1、基本構想検討に当たっての考え方というところで、「誠之小学校は、閑静な低層住宅市街地に囲まれ、明治8年の開校以来“誠之人道”の精神の下、学校、保護者、地域が共に力を合わせて築き上げてきた長い歴史と伝統を有する小学校である」という記述のあとに、小倉委員の御指摘がございました第2校舎の特徴を加筆してございます。内容といたしましては、「特に、大正13年に完成した鉄筋コンクリート造の第2校舎は、東京市の「復興小学校」計画とは規格が多少異なり、関東大震災前に設計された鉄筋コンクリート造の校舎の中で現存する最も古い校舎の1つと言われている」という形の加筆をさせていただきます。

また、2段目につきましては、Ⅰの1、改築の必要性和重複感がございましたので、文言の整理をさせていただきます。「第1校舎、第2校舎及び第3校舎並びに体育館及びプールから成る学校施設は、施設全体の老朽化が進んでいることや児童一人当たりの校舎面積が区立小学校の中で特に狭いことなど、児童を取り巻く教育環境の早急な改善が求められている」という形に改めました。

続きまして、3ページの終わりのところで、2、改築の基本理念になります。

(1)の多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくりの項で、①と②につきまして、記述内容が似た形でしたので、1つにまとめて整合性をとりました。記述といたしましては、「児童の主体的な活動を支援できるよう、各学年段階に応じて、学習・生活の

ために必要となる空間、学習環境を確保できる適切な室構成、空間配分及び位置に配慮した施設整備を行う」という形に改めてございます。

また、4ページの最後になりますが、(3)地域に開かれた学校づくりにつきまして、⑤のところですが、従前が「避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ」というところを、妊産婦につきましては、区の計画の中で異なった形になっておりますので文言を取らせていただきまして、その上で施設のあり方としては「区の防災担当部局との調整の上、避難所機能を備えた施設整備を行う」という形に改めてございます。

また、5ページのⅣ、施設全体の整備方針、1、校舎の整備方針につきまして、3段落目ですが、文言の修正を行ってございます。内容といたしましては大きな変更はございませんが、多少、門扉のところを「出入口を設け」という形にして、学校セキュリティや周辺地域への配慮というような構成に直させていただきました。

続きまして、6ページ、Ⅴ、必要諸室等についての考え方、1、普通教室についてで、⑤の普通教室の記述がありますが、前回、オープン化を行わないということで御確認がありました。内容として、「普通教室のオープン化は行わないが、間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、日常的に展開される多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できるよう整備することが重要である」という形に改めてございます。

また、2の特別教室についてになりますが、③の「理科室、音楽室、図画工作室及び家庭科室には倉庫を兼ねた準備室を設置することが重要である」という記述について、①と一緒に書かせていただきまして、③については削除という形で修正してございます。

また、西田委員から御指摘がありました特別支援学級については、記述に誤りがございましたので、③と改めた上、「教育上特別の支援を必要とする児童のための教室」ということで改めてございます。

また、従前の⑦につきましては、「図画工作室には、十分な水栓、流しを設置することが重要である」ということで重要と記述させていただきましたが、これについては、前回の議論の中でこの記述は特に必要ではないのではないか、水栓や流しが必要なのは図画工作室だけではないということがございましたので、こちらについては省かせていただいております。

3、管理諸室についてのところで、②で従前、「PTA室及びPTA会議室は」ということで記述をさせていただいてございましたが、鮫島委員の御指摘もございましたので、こち

らについては小学校施設整備指針の内容を確認の上、冒頭の「PTA室及びPTA会議室」という記述について削除してございます。

次に、8ページの4、体育館及びプールについてであります。

④、「体育館は、アリーナ以外でも観覧できるように整備することが望ましい」ということで、従前、空間を設けることが望ましいとしていたのを、「アリーナ以外でも観覧できるように整備することが望ましい」という形で文言を調整させていただきました。

また、6の避難所機能についてであります。こちらの従前の②、③、④のところにつきまして、記述内容が似ているところがありましたので、②として、新たに「障害者、高齢者等の要配慮者の利用を踏まえ、トイレ等を整備することが重要である」という形で、これは小学校施設整備指針にも区長部局と調整するという記述がありましたので、このような形で総括させていただいたところでございます。

次に、7のその他のところでございますが、従前の①、「教室とは別に、学年が一堂に活動することができるまとまった空間を整備することが重要である」につきましては、Vの2、特別教室についてのところで、「学年が一堂に活動することができるランチルームなどの広い教室を整備することが重要である」というところと重複感がありましたので、こちらについては削除させていただいております。

また、新しい③につきまして、従前が「西側の門扉は」というところで書き出しを行っていましたが、こちらについても御指摘がありましたので、正門については加筆させていただいております。

また、その次の④、「運動場内のイチョウ及びエンジュは」というところでございますが、後段の「ヒマラヤスギは改築の支障となるため記念保存等を図り活用していく」ということにつきましては、Ⅲ、改築の基本理念の1のところでも触れているところがございますので、こちらについては割愛ということで、ご理解頂ければと思います。

最後に、10ページの給食室についてというところで、従前、学校給食法から引用した部分があったのですが、こちらについては、わかりやすくということでございましたので、「給食室は、工事期間中も学校給食を実施できるよう、仮校舎に整備する」という記述で修正させていただきました。

主な修正点につきましては以上となります。

**○田中委員長** ありがとうございます。

細かなところはほかにもございましたが、事務局より、主なところの改正、考え方も含め説明がございました。

何かありましたら、御質疑をお願いしたいと思います。

**○小倉委員** 前回、素案の記述では粗略ではないかということで、校舎の概歴、特に第2校舎の特色について、話をさせていただきました。それをこちらの案に御例示いただいたこと感謝いたします。大変ありがとうございました。

細かいことですが、2点質問させてください。

一つは、参考資料6の8ページの4、体育館及びプールについての④ですが、「体育館はアリーナ以外でも観覧できるように整備する」、消してある前の文章をこのように直されたのですが、この「体育館はアリーナ以外でも観覧できるように整備する」というのは、これは具体的な設計や何かの問題にかかわってくるのでしょうか、具体的にどういうイメージを描いたらいいのか、この段階では少し分かりにくいというのが、私の印象です。

もう1つは、同じページですが、避難所機能についてというところで、これは、特に②が加わりまして、従来の②「避難所となる場合は、避難所機能と教育機能の区画や動線が分かれるように計画することが重要である」、これを削ってあるのですが、これは先ほどの事務局の説明にありました、今の4ページの一番下の記述に係るのでしょうか。質問で、「区の防災担当部局と調整の上、避難所機能を備えた施設整備を行う」となっています。このことがあるので、「避難所機能と教育機能の区画や動線が分かれるように計画すること」を削られたのか、その辺の過程を教えてください。2点です。

**○田中委員長** ありがとうございます。事務局説明をお願いいたします。

**○事務局（山崎）** まず、1点目に御質問がございました体育館につきましては、「アリーナ以外でも観覧できるように整備する」ということで記述させていただいてございます。

この点につきましては、まず、体育館自体、フロアで観覧することと、俗にキャットウォークという管理用の通路を体育館の2階に整備することが通常でございまして、そういうキャットウォークを含めて観覧ができるような形の整備を進めさせていただくということを含めて記述をさせていただいたところでございます。

また、6の従前の②、「避難所となる場合は」というところの内容につきましては、小倉委員御指摘のとおりで、今後、防災部局と調整をする必要があるということで、その中で、要配慮者への機能を整備していく必要があるということで、今回は、こちらのほうに記述さ

せていただいているところでございます。以上です。

**○小倉委員** この委員会として、区分をはっきりさせるということを先立って宣言するわけにはいかないということですか。

**○田中委員長** そうですね。

**○竹田副委員長** 前段は、最初、そういう形で整備させていただいたのですが、防災という専門部局も区の中にありますものですから、その辺の避難所としての機能については、そちらともすり合わせの必要があるということで、今回、決め決めにやるよりも、このぐらいの表現で整理させていただけないかということで、事務局に整理させていただいた次第です。以上です。

**○田中委員長** いかがでしょうか。

**○小倉委員** 全く動線を別にすることは、笹沼委員からも何度か御意見が出ているので代用がきくと思うのですが、そういうことを強調するというのはどうなのでしょう。

**○竹田副委員長** そういう意味でも我々が防災部局と調整していく中で、この委員会の中で出た意見などについては、我々も認識しておりますし、議事録にも出ていますので、その辺は適切に伝えた上で検討を進めて、防災部局と協議をしていきたいと思っております。

**○小倉委員** 現状としてはそういうことだろうと。

**○田中委員長** この前も私から申し上げましたように、昨年の7月に小学校の施設整備指針の大きな改正があったのですが、この肝は、まさに避難所機能の部分を充実させているということでもあります。

しかし、その点はやはり子供たちの教育の場でもあり、いざとなったときには避難所機能の確保も必要になるということで、その際、防災担当部局、学校設置者が連携しながらということが小学校施設整備指針にも記載がございますので、その辺を勘案してこのような記述に落ち着いております。

**○小倉委員** 内容のある調整をお願いしたい。これは前からお願いしていることなので、進めてください。

**○田中委員長** 他にいかがでしょうか。

**○西田委員** 体育館及びプールについて、体育館の機能をいわゆるアリーナと限定するように使うということではないですよね。例えば、学芸会、音楽会、あるいは講演会でホール的な役割を持たせる機能として体育館を使う場合があります。そのことについては、この基本

構想の中で記述する必要があるのか、ないのか。

それから、校庭の倉庫のことが明記されている中で、体育館の範囲を器具庫まで含めて、体育館とくくって考えていいものなのか。併せて、このプールを運動場として利用できるならば、そこに器具庫というのが必要になってくるのか。

記述する必要があるかどうかと、あるいは体育館の利用範囲のことについて、ここでは書かなくても、設計の段階でお願いすればよいのか、回答をお願いします。

**○田中委員長** ありがとうございます。その辺は、事務局お願いします。

**○事務局（山崎）** 事務局です。

まず1点目、体育館の機能ということで御質問ということだと思っております。

当然、体育館では式典を行う等々、役割というのは、体育の授業や地域会合だけではなく、その他学校の活動で必要なものとしての機能がございますので、そういったものは、当然、設計の中で考慮されるべき事項ということで、今回、記述については特に必要ないと考えてございます。

また、倉庫につきましても同様に、プールの夏季以外の利用に当たっての倉庫、こういったものをしまっておくか、こういった体育授業の内容を行っていくのかというものも参考に、やはりその辺は考慮しなければならないので、今後、設計などで学校と協議をしながら、その辺は詰めていく事項かと考えてございます。事務局からは以上です。

**○田中委員長** いかがでしょうか。今の説明でお分かりいただけましたでしょうか。

**○西田委員** 意味合いが含まれているのであれば、記述の必要はないですが。

要は、八ヶ岳高原学園の体育館はアリーナがあって、いわゆる舞台の施設がないから、一般的な体育館といえばフロアだけなのかと思ったのです。

**○竹田副委員長** 今、事務局からもありましたが、その辺は、当然に考えているという認識で、我々も精査していただいたところでございますので、その点は御安心いただいてよろしいかと思えます。

**○田中委員長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

**○笹沼委員** 7ページから8ページの一番下、防災倉庫云々が書いてありますが、北側の話が今まで出ていないです。北側は、一応、地図で言うと、今現在も残っています。

3つの案が出ていますが、防災倉庫の位置が仮に北側に近いとすると、どういう想定で資材、あるいは食糧を搬入したりするのか。

簡単に、例えば案3ですが、一番エリアが取りやすいあの場合に、北門を入ったときにどういうところに車なり、人が最初に入るのか。大ざっぱでもいいから知りたいです。

それによって、例えば、ここに記述してある建物の外からも、中からも資材なりを取り寄せるということが書いてあるので、それと連動しての質問です。

**○田中委員長** では、事務局お願いします。

**○事務局（山崎）** 事務局です。

今、御質問の旨は、防災倉庫のうち、どういったところにつくって、どういったアプローチになるかとか、活用等を考えていくかという御質問なのかと理解していますが、よろしいでしょうか。

まず、その点につきましては、実は、北門を入ったところに防災倉庫がございますが、多分、場所が変わると思います。体育館と遠い位置から出入りしやすいところにということで、設計の段階でないとなかなかご説明できないものと考えております。

**○笹沼委員** 北門の道路というのは、仮に想定すると、運動場と道路が同じ高さですよ。それが仮に、案3で建てたときにどの辺の位置になるのか。その辺が知りたいのですが。

**○事務局（山崎）** 御質問は、北門と体育館の位置関係がどうなるのかということですか。

**○笹沼委員** そうなりますね。完全な広場になるのですか。

**○竹田副委員長** すみません。私から補足させてください。

そういう意味で、笹沼さんの御心配はごもっともでございますが、ここについては、最初に事務局からもありましたが、実際に設計をしてみないと、今のところは何とも言えないところでございます。そういう意味もあって、この書き方については、防災倉庫は重要で、どこに整備したとしても、そこから直接荷物を搬出できる、段差のないところが望ましいといった記述をさせていただいておりますので、そういう意味で、今まで3つの案が出ていたのですが、それをどのように設計していくのかというのは、実際、設計の専門家にやってもらうこととなります。その中で、当然、ここに書かれている防災倉庫のコンセプトを踏まえていただいた設計をしていただくということで我々は考えていますので、今の段階では、この程度の回答で御容赦いただければと思います。

**○笹沼委員** 極端言ったら、少なくとも2トン車か4トン車ぐらいはバックで入れるようなならかなスロープと、それから、校舎面に車が横づけできるようなスペースがほしいと提案しているのです。なる、ならないは別ですね。これから設計するわけですから、その辺

を盛り込んで図面を書いていたきたいというお願いです。

○**竹田副委員長** その辺については議事録にも残りますので、今後、作業を進めていく中で、御意見として参考にさせていただければと思います。

○**笹沼委員** それだけです。以上。

○**田中委員長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○**西出アドバイザー** 今の件に関してですが、本文のほうは今の話でいいと思うのですが、資料として、そういう配置図がありますよね。それで、北門や南門があって、この道路が使える道路なのかどうかとか、その辺の話はおそらく設計の方が判断することだとは思いますが、何らかの、北門、南門を積極的に使うかどうかという意味を、その図のほうに何とか表現していただけたらいいのではないかと思うのですが。

○**竹田副委員長** 今までの議論の中でも、例えば、正門や東側のところであるとか、西門については、避難所とか、地域の方が使われるだとか、そういう議論がされていたと思うのですが、それについては本文の中には入っていますが、西出アドバイザーがおっしゃるように、この資料第3号-1のところにもそういった記載があるとわかりやすいという趣旨ですね。

○**田中委員長** 可能範囲ということになっていますし、併せて読んでいただくので、この図面だけで設計をお願いしていくというつもりは毛頭ありません。

いかがでしょうか。ここであまり書き込みをしてしまうと設計に支障が出てしまうかと思うのですが。

○**西出アドバイザー** 北門、南門は実質使えるのですか。

○**竹田副委員長** 大型車両とかは無理です。

○**田中委員長** それは無理です。4メートル道路ではないですよ。

○**西出アドバイザー** むしろ、北門、南門という表示を消してしまったほうがいいのではないかというのが私の提案なのですが。ここに書いてあると使わなければいけないのかと解釈しますから。

○**田中委員長** どうでしょうか。西出アドバイザーの御意見なのですが。

○**小倉委員** 同時に西門と書いてあるけど、これは今ないのですか。

○**田中委員長** これはないです。

○**小倉委員** このころは現に、西側、南側の出入り口、北側の出入り口ぐらいに、私は理解しているのですが。

○**田中委員長** そうですね。西側の位置にある出入り口というのは、門になるわけではないでしょうし。

○**竹田副委員長** この図自体がいわゆる現況図ではなくて、この辺に校舎を配置可能な範囲ですということを示して、その段階では、そういう西門なども整備をされるという。

○**田中委員長** 少なくとも、資料第3号-2はおかしい。西門はないでしょう。

○**竹田副委員長** 今はないです。

○**田中委員長** 協議の中では、入口がどこになるのかわからないということを私は申し上げていますので、少なくとも西門という表示はおかしい。

○**鶴沼委員** 今日で最後なので、預かるというわけにはいかないなので、一定の方針を決めなければいけないと思います。

今、西田委員からうかがったところ、普段は図面になっていないということは、積極的に使う前提には全くないものの、避難時には使わせていただくこともあるとすれば、門という表記を書くのではなくて、三角印で、出入りが可能な場所があるという記載にとどめるのが一番よろしいのかと思います。ですから、現状のほうは、西門という表記は、三角印は消去していただいて、正門と通用門は、今、そういう形で使っていらっしゃるわけですから残し、北門と南門は、全てなくすと出入りができないということにもなりますので、三角印を残して、正式なものとしての表記を今回は控えて、ただ、笹沼委員がおっしゃるように、北門をもし扱うときには、当然機能するようなものとして提案を受ける、そういうふうに修正していただくのが、一番、ご指摘の趣旨に合うのかと思います。

○**西出アドバイザー** 私もそれがいいと思います。

○**田中委員長** 今、提案が鶴沼委員からもありましたが、いかがでしょうか。

○**松尾委員** それで良いと思います。

○**田中委員長** ありがとうございます。

整理しますと、西門という表示は少なくとも取るということと、南門と北門のところはその言葉を取って、三角印だけは残すということになります。あと、正門と通用門については変更なしということになります。よろしいでしょうか。

○**田村委員** 門のところに三角印の記載を入れるとすると、自動車が通る門が右上にもう1つありますが、よろしいのでしょうか。

○**田中委員長** 確かに。これ、三角印の記載を入れましょう。隅切りのところをもう1つ追

加です。

**○鶴沼委員** それは、建築に確認して、ふさわしいところに表記していただくということで。

**○田中委員長** その辺は、三角印をふさわしい位置に入れさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは確認でございますが、この報告書（案）、一部、先ほどの三角印、門関係の表記に修正がございますが、その辺は、委員長に一任をしていただくような形で御理解をいただいて、全体の報告書としては、この委員会として、この形で教育長に提出するというので取りまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、誠之小学校改築検討委員会の総意として、後日、教育長に提出させていただきます。

こちらの報告書は以上になります。

### 3 その他

**○田中委員長** 次第の2につきましては、総意として取りまとめができましたので、その他に入りたいと思います。

学校側から何かありますでしょうか。今、申し上げましたように、総意として教育長に報告をさせていただきますが。

**○西田委員** 細かい点にかかって、設計の段階のところで調整ができるというような話でございましたので、検討委員会での報告書としてはよろしいかと思えます。

**○田中委員長** ありがとうございます。

では、次の段階についての御案内をさせていただきたいと思えます。

今後、設計者の選定という段階に入ってまいります。いわゆるプロポーザルということで、適切な事業者の選定をしていくという流れになります。5月ぐらいから準備を進めて、6月ぐらいに選定委員会を立ち上げていくような流れでございます。

また、その段階では皆様方のお力添えをいただきながら進めさせていただければと思っております。

採点、評価を何社にもわたってやる、大変な作業がありますので、この規模でいけるかど

うかも含めて、整理をいたしまして、ご協力をいただくということでお願いをしたいと思います。

お声かけさせていただいた際には、また、御協力、お力添えをお願いしたいと思っております。

あとはよろしいですか。

**○松尾委員** 今、委員長からお話があった、設計がもしできあがったときの報告、そういうものはこういう機会をつくっていただけるということなのではないでしょうか。

**○田中委員長** 随時、状況は御案内できればと考えております。

それでは、本当にこの間、6回ではありますが、7カ月に及んだ、本当に長い間、委員の皆様にはお力添えをいただきましてありがとうございます。

これを持ちまして、誠之小学校改築基本構想検討委員会を閉会させていただきたいと思っております。

あと、事務局から何かありますか。

**○事務局（吉谷）** では、今回の議事録につきましては、案を作成したのち、郵送にて御確認をいただきます。詳細につきましては、議事録（案）を送付する際に合わせて御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、前回議事録について、御指摘がございましたら、この後、事務局まで御連絡をお願いいたします。以上でございます。

**○田中委員長** すみません。補足ですが、プロポーザルの選定委員会立ち上げで、御協力いただく委員に対しましては、5月連休明けぐらいにと事務局は考えているようですので、一応、お伝えしておきます。

**○西田委員** 報告書、取り扱いにかかっては、これは、例えば一般に公開されるという事はあるのですか。

**○田中委員長** この委員会の会議の状況については、ホームページに全体が載せられています。その整理として、先ほどの修正も加え、最終的にはホームページにアップする。これは、あくまでこの検討委員会の会議体の書類です。

おそらく、西田委員がおっしゃっているのは、その次だと思うんです。

その次には、正式に報告書として、委員長名で教育長宛てに提出がされます。内容的には、この(案)がとれたもの、所要の修正をしたものになります。

その後、整備方針として、教育委員会に諮ることになり、プロポーザルという流れになってまいります。

他はいかがでしょうか。

以上でございます。ありがとうございました。